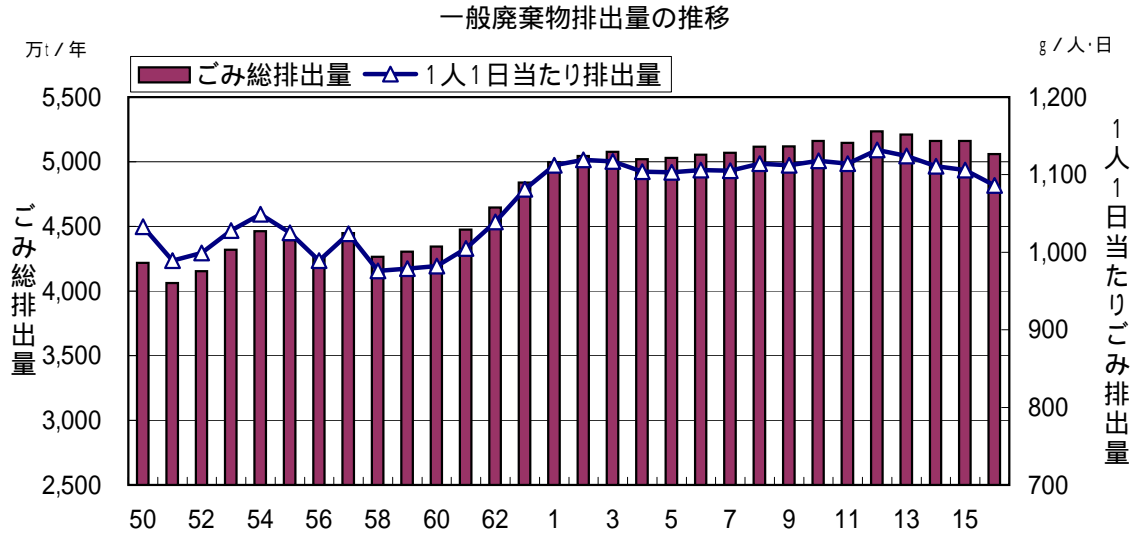


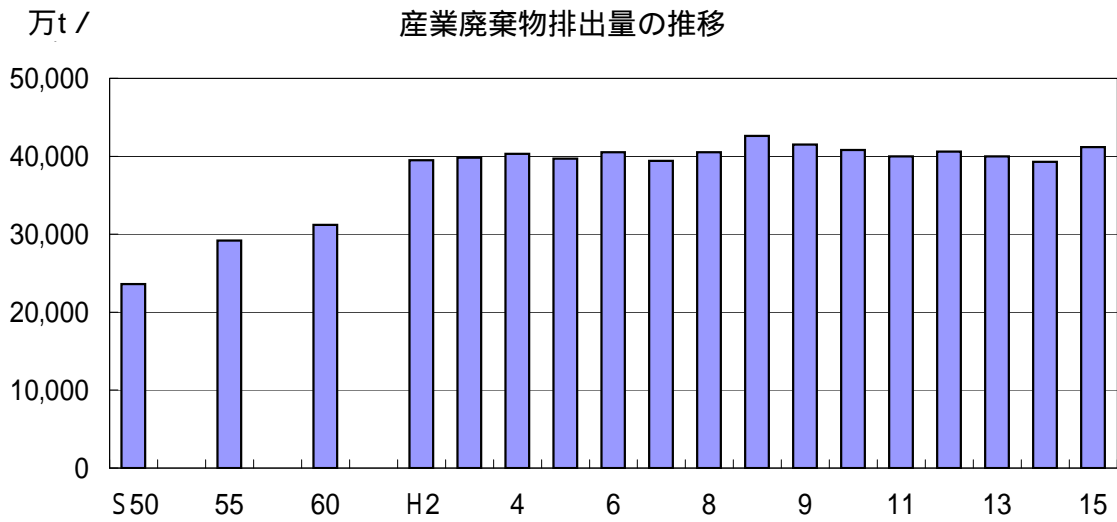
とりまとめ(素案)に関する参考資料一覧

参考資料1	廃棄物発生量の推移
参考資料2	最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
参考資料3	食品循環資源の再生利用等の実施率の推移
参考資料4	エコファーマー認定状況
参考資料5	農業環境規範
参考資料6	飼料自給率向上施策との連携
参考資料7	環境問題に対する意識の高まり
参考資料8	京都議定書目標達成計画の骨子
参考資料9	新たなバイオマス・ニッポン総合戦略のポイント
参考資料10	フランチャイズチェーンの業種別チェーン数・店舗数・売上高の推移
参考資料11	企業の社会的責任(CSR)に対する意識の高まり
参考資料12	1世帯当たりの品目別支出金額、購入数量
参考資料13	国民の食の安全に関する関心の高まり
参考資料14	食育基本法参照条文
参考資料15 - 1	事業者単位での再生利用等の取組状況
参考資料15 - 2	食品循環資源の再生利用等の実施率目標(20%)達成割合
参考資料16	国民1人・1日当たりの供給熱量及び摂取熱量の推移
参考資料17	食品廃棄物等の年間発生量の推移
参考資料18	食品関連事業者における業種別の再生利用等の実施状況
参考資料19	食品関連事業者における再生利用推進上の課題
参考資料20 - 1	主要都市における事業系一般廃棄物処理に係る処分料金一覧表
参考資料20 - 2	一般廃棄物処分量の許可を持つ登録再生利用事業者の再生利用料金一覧
参考資料21	登録再生利用事業者の現状
参考資料22	我が国における食品リサイクル業者数
参考資料23	一般廃棄物の収集運搬に係る現状について
参考資料24	家庭における生ごみ排出量の推移
参考資料25	代表的企業の発生抑制情報
参考資料26	スーパー、コンビニエンスストア等の発生抑制情報
参考資料27	飼料の需給
参考資料28	エコフィードガイドライン概要
参考資料29	農地・水・環境保全向上対策に向けて
参考資料30	家畜排せつ物由来のたい肥の需給
参考資料31	法令で指定されていない新たな食品リサイクル技術の評価
参考資料32	不適正な品質の製品を製造する再生利用事業者の例
参考資料33	食品循環資源の再生利用の事例
参考資料34	各種チェーン展開の比較について
参考資料35	学校給食から発生する食品廃棄物等のリサイクルの取組事例

廃棄物発生量の推移



(資料) 環境省



(注) 平成8年度以降、排出量の推計方法を変更している。

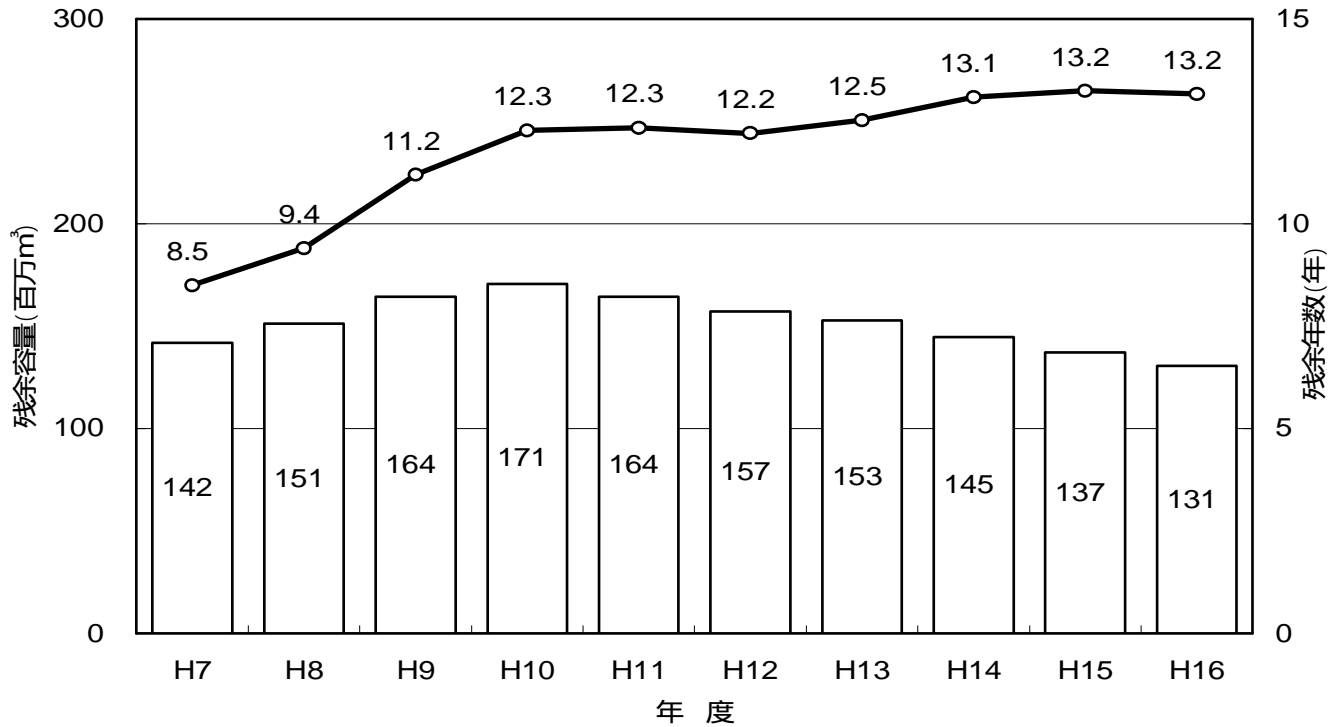
(資料) 環境省

最終処分場の残余容量及び残余年数の推移

一般廃棄物

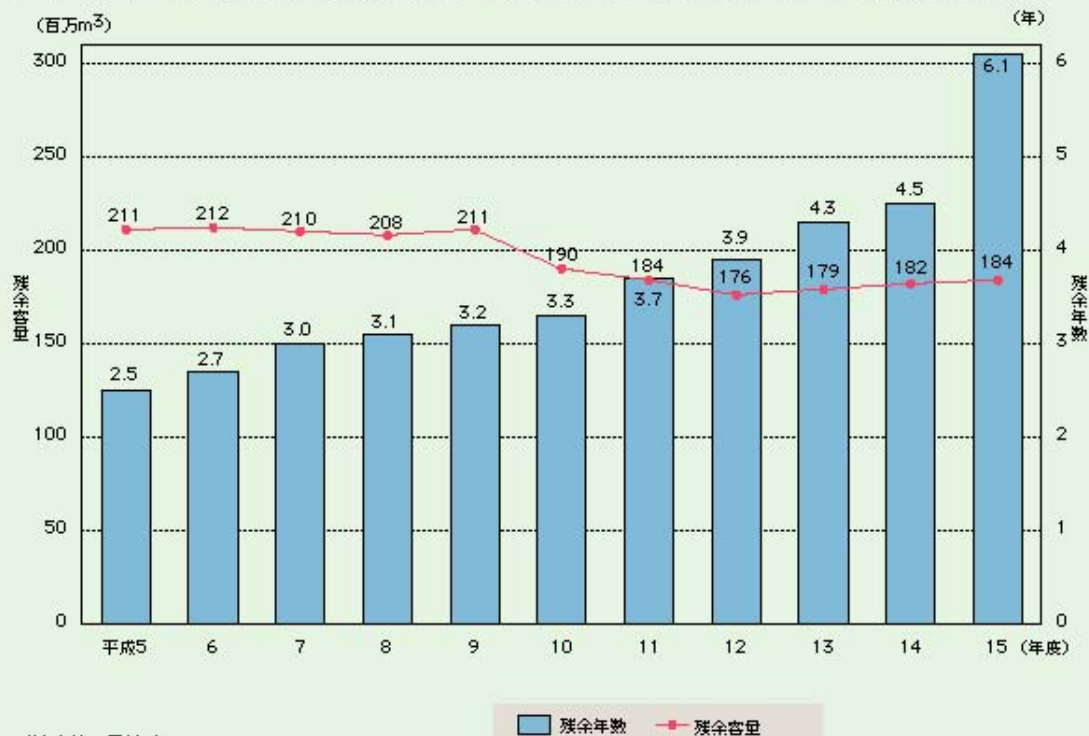
□ 残余容量

○ 残余年数



(出典:環境省「平成16年度版 日本の廃棄物処理」より)

1-4-4図 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移 (産業廃棄物)



(資料) 環境省

(出典:環境省「平成18年度版 循環型社会白書」より)

食品循環資源の再生利用等の実施率の推移

平成13年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び油脂製品化	メタン化
食品製造業	464	60	4	8	48	44	50	6	0
食品卸売業	72	32	4	0	28	40	56	5	-
食品小売業	236	23	4	2	17	53	34	13	-
外食産業	320	14	4	2	9	43	40	18	-
食品産業計	1,092	37	4	4	28	44	47	8	0

資料：「平成14年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

平成14年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び油脂製品化	メタン化
食品製造業	483	66	6	4	56	46	50	3	0
食品卸売業	75	36	3	1	32	54	43	4	-
食品小売業	260	25	3	2	20	60	30	11	-
外食産業	313	12	3	2	8	33	44	24	-
食品産業計	1,131	40	4	3	33	48	47	6	0

資料：「平成15年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

平成15年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び油脂製品化	メタン化
食品製造業	487	69	4	3	62	52	45	3	0
食品卸売業	74	45	4	1	41	61	35	4	-
食品小売業	262	23	4	2	18	49	42	9	-
外食産業	312	17	4	2	10	40	47	13	-
食品産業計	1,135	43	4	2	36	51	44	4	0

資料：「平成16年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

平成16年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び油脂製品化	メタン化
食品製造業	490	72	5	5	62	55	42	3	0
食品卸売業	75	41	6	2	33	42	57	1	-
食品小売業	260	28	4	1	22	41	49	9	1
外食産業	310	17	3	1	12	45	40	13	2
食品産業計	1,136	45	4	3	37	52	43	5	0

資料：「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

平成17年度

	年間発生量 (万t)	再生利用等の実施率 (%)	発生抑制 (%)	減量化 (%)	再生利用 (%)	再生利用の用途別仕向割合(%)			
						肥料化	飼料化	油脂及び油脂製品化	メタン化
食品製造業	495	81	5	3	73	48	48	3	1
食品卸売業	74	61	4	1	56	44	47	8	1
食品小売業	263	31	4	2	25	51	35	12	2
外食産業	304	21	4	4	13	53	25	20	2
食品産業計	1,136	52	4	3	45	49	44	6	1

資料：「平成18年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算。

注：計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

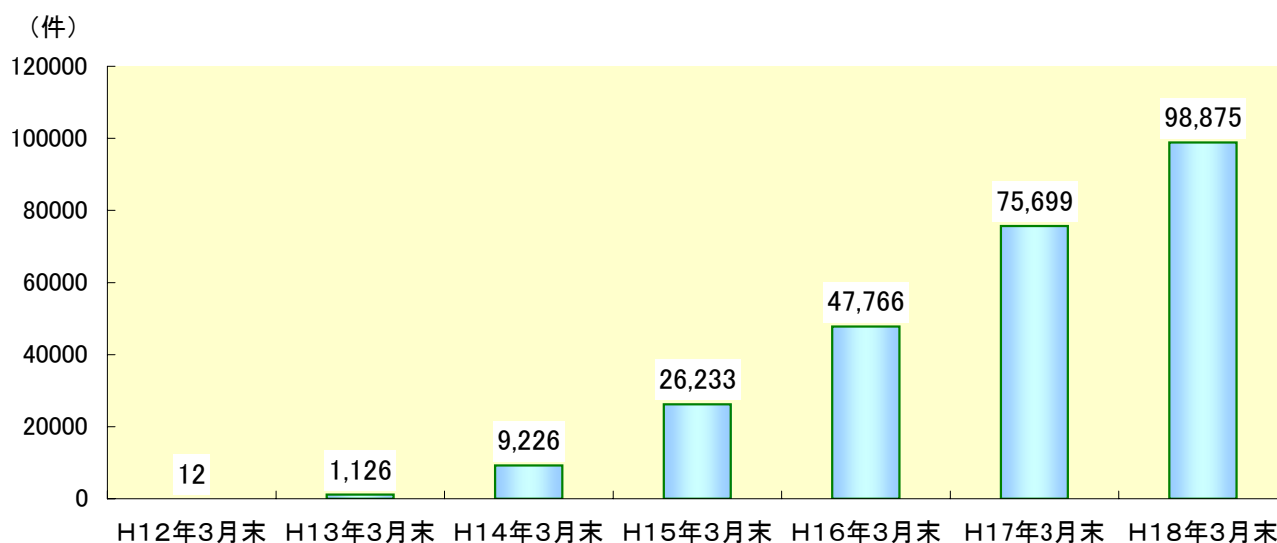
持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況 (エコファーマー認定状況)

1. 認定状況

	認定件数		
	(実数)	(延べ数)	
	平成18年3月末	平成18年3月末	平成17年4月～18年3月
全国	98,875	100,737	24,749
北海道	1,204	1,205	265
東北	30,642	30,868	8,262
関東	28,192	28,519	7,678
北陸	3,268	3,342	1,379
東海	3,298	3,363	414
近畿	2,217	2,260	581
中国四国	4,468	4,601	696
九州	25,491	26,477	5,444
沖縄	95	102	30

注：認定件数(実数)とは、各時点において計画の認定を受けている件数である。
認定件数(延べ数)とは、計画認定後に当該認定に係る農業者が離農・死亡した場合、認定期間が終了した場合等を含む認定件数である。

2. 認定件数(実数)の推移



3. 都道府県別エコファーマーの認定状況

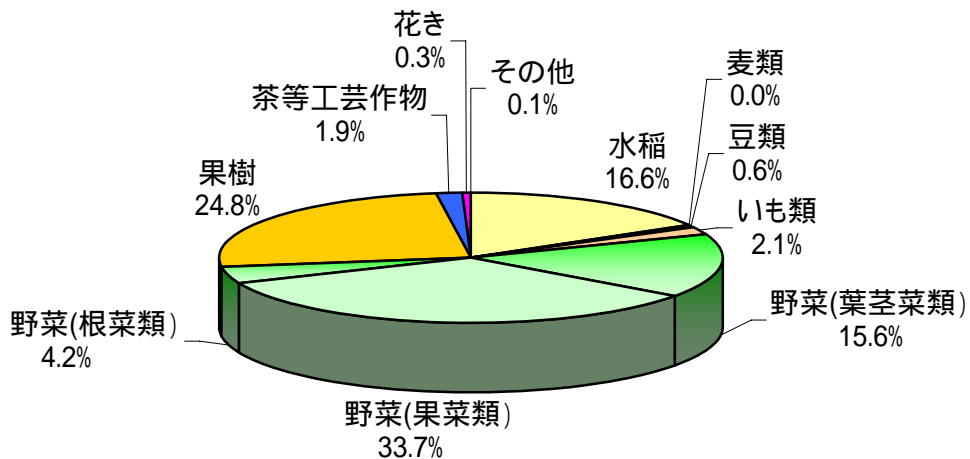
	認定件数(実数)							
	平成12年3月末	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	
全国	12	1,126	9,226	26,233	47,766	75,699	98,875	
北海道	0	6	37	208	656	940	1,204	
東 北	青森	0	0	17	945	2,775	3,405	4,084
	岩手	0	23	249	2,174	3,575	7,225	7,697
	宮城	0	1	16	91	471	837	1,498
	秋田	0	97	99	107	211	306	471
	山形	0	0	110	1,147	3,201	4,322	5,302
	福島	0	2	38	446	1,324	6,356	11,590
	小計	0	123	529	4,910	11,557	22,451	30,642
関 東	茨城	0	171	1,120	2,191	3,722	4,612	5,308
	栃木	0	208	2,039	3,924	4,928	5,578	5,895
	群馬	0	24	181	1,013	1,495	1,896	1,949
	埼玉	0	0	5	66	855	3,152	3,803
	千葉	0	27	27	164	455	800	1,062
	東京	0	0	3	5	8	89	170
	神奈川	0	0	8	17	49	98	119
	山梨	0	14	438	1,425	2,080	2,404	6,513
	長野	0	30	98	182	307	665	1,297
	静岡	5	120	216	552	1,015	1,509	2,076
小計	5	594	4,135	9,539	14,914	20,803	28,192	
北 陸	新潟	0	0	3	47	134	514	1,143
	富山	0	5	7	27	138	274	622
	石川	0	55	231	334	615	658	747
	福井	0	11	45	57	213	492	756
	小計	0	71	286	465	1,100	1,938	3,268
東 海	岐阜	0	5	27	46	56	70	92
	愛知	0	18	208	413	885	2,200	2,448
	三重	0	0	0	275	511	664	758
	小計	0	23	235	734	1,452	2,934	3,298
近 畿	滋賀	0	23	25	29	40	75	106
	京都	0	0	41	119	161	276	305
	大阪	0	0	0	0	0	0	1
	兵庫	0	10	81	232	248	278	285
	奈良	0	0	13	68	108	262	365
	和歌山	0	8	95	346	538	784	1,155
小計	0	41	255	794	1,095	1,675	2,217	
中 国 四 国	鳥取	0	0	0	1	3	4	13
	島根	0	145	325	540	701	820	848
	岡山	0	0	0	1	9	11	11
	広島	0	0	1	13	45	76	78
	山口	0	0	17	275	866	1,148	1,344
	徳島	0	12	117	507	826	1,019	1,108
	香川	0	0	0	0	4	5	10
	愛媛	0	1	11	96	299	503	548
	高知	0	0	2	4	44	288	508
小計	0	158	473	1,437	2,797	3,874	4,468	
九 州	福岡	0	3	22	142	1,265	1,963	2,445
	佐賀	0	1	24	68	226	1,120	2,260
	長崎	0	0	69	1,216	2,570	3,642	4,553
	熊本	0	12	2,565	4,965	5,894	7,841	8,263
	大分	0	0	12	317	963	1,524	1,756
	宮崎	0	0	368	793	1,344	1,692	2,589
	鹿児島	7	94	216	645	1,920	3,230	3,625
小計	7	110	3,276	8,146	14,182	21,012	25,491	
沖縄	0	0	0	0	13	72	95	

注: 認定件数(実数)とは、各時点において計画の認定を受けている件数である。

4. 取組1位作物別エコファーマーの認定件数

* 取組1位作物とは、認定を受けた作物のうち最も面積の大きい作物

(平成18年3月末現在)



注：エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入を促進し、環境と調和のとれた農業生産を行い、農業の健全な発展への寄与を目的とする「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)(持続農業法)に基づき、都道府県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた農業者

環境と調和のとれた農業生産活動規範

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが最も大切である。

農業生産活動においては、又は に示される基本的な取組を実行するとともに、毎年、それぞれの生産活動における実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要である。

なお、この規範は、我が国の農業生産活動における実践状況などを踏まえて随時見直しが行われるものである。

作物の生産

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

全国食品残さ飼料化行動会議設置要領

平成17年6月16日

1 趣旨

新たな食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定）においては、飼料自給率の向上が重要な課題となっており、濃厚飼料の自給率向上のためには、食品残さの飼料化を推進することが重要である。また、食品残さの飼料化の推進は、飼料費の低減による畜産生産の低コスト化を進める上でも重要な課題である。

これまで、食品残さの飼料化に積極的に取り組んでいる事例もみられるが、これを全国的な取組へと拡大していくことが必要である。

食品残さの飼料化を進めるに当たっては、安全性、品質、供給量の確保等の課題に対応することが必要であり、行政、生産者、食品産業関係者、消費者等が相互に協力しながら取組を進めていくことが重要である。

このため、食品残さの飼料化の推進母体として、全国段階に「全国食品残さ飼料化行動会議」（以下「全国会議」という。）を設置し、食品残さの飼料化の展開を図っていくものとする。

なお、食品残さの飼料化の推進に当たっては、別途組織されている「食料自給率向上協議会」や「飼料自給率向上戦略会議」との連携を十分確保するよう留意するほか、食品廃棄物等のリサイクルやバイオマス利活用の推進に関する施策・取組との連携を図りつつ進めるものとする。

2 全国会議の構成

- (1) 全国会議は、農林水産省、都道府県、農業関係団体、食品産業関係団体、消費者関係団体等の関係者をもって構成する（別紙）。
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。
- (3) 全国会議は、必要に応じて、有識者をオブザーバーとして招聘できるものとする。

3 全国会議の活動

全国会議は、次の活動を行うものとする。

- (1) 食品残さ飼料化推進のための行動計画の策定
- (2) 行動計画に基づく取組の推進その他食品残さ飼料化推進の工程管理
- (3) 食品残さ飼料化の普及啓発
- (4) 食品残さ飼料化に関する情報の収集・分析・提供
- (5) 地域段階における食品残さ飼料化の推進の取組への支援
- (6) その他食品残さ飼料化の推進に必要な活動

4 全国会議の運営

- (1) 全国会議の会長は農林水産省生産局畜産部長、副会長は、（社）配合飼料供給安定機構理事長とする。
- (2) 全国会議の下に、所要の検討・調整を行うために、必要に応じ、幹事会を置くことができる。
- (3) 全国会議の事務局は、農林水産省と（社）配合飼料供給安定機構が共同して行う。

食料・農業・農村基本計画(抄)

(第13表) 主食用穀物の自給率、飼料用を含む穀物全体の自給率及び飼料自給率の目標

(単位：%)

	平成15年度	平成27年度
主食用穀物 自給率	60	63
飼料用を含む穀物全体の自給率	27	30
飼料自給率	24	35

- (注) 1. 主食用穀物自給率は、米、小麦及び大麦・はだか麦のうち、飼料向けのを除いたものの自給率である。
 2. 飼料自給率は、飼料用穀物、牧草等を可消化養分総量(TDN)に換算して算出したものである。

飼料供給量

単位:千TDNトン

	平成2年	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	H14/H2
供給量	28,517	27,098	25,481	25,373	25,529	89.5%
国内供給	11,006	10,530	10,427	10,239	10,253	93.2%
粗飼料	5,310	4,733	4,491	4,350	4,272	80.5%
濃厚飼料	5,696	5,797	5,936	5,889	5,981	105.0%
国内産原料	2,187	2,239	2,179	1,995	1,905	87.1%
輸入原料	3,509	3,558	3,757	3,894	4,076	116.2%
輸入量	17,511	16,568	15,054	15,134	15,276	87.2%
粗飼料	932	1,179	1,265	1,223	1,269	136.2%
濃厚飼料	16,579	15,389	13,789	13,911	14,007	84.5%

出典:流通飼料便覧2003

濃厚飼料供給量

単位:千トン

	平成2年	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	H14/H2
国内供給	8,138	8,304	9,297	9,257	9,353	114.9%
国内産原料	2,664	2,714	3,248	2,945	2,786	104.6%
輸入原料	5,474	5,590	6,049	6,312	6,567	120.0%
輸入量	21,720	20,163	17,912	18,037	18,128	83.5%
計	29,858	28,467	27,209	27,294	27,481	92.0%

出典:流通飼料便覧2003